



ちらしの写真掲載部分

あきる野市自然環境調査部会では、ヘビの生息調査を行っています。ヘビは、生態系上有益な動物として重要な役割を担っています。数が減少しているため、保護上重要な野生生物種として東京都レッドリストに登録されています。

調査部会では、皆さんの協力を得て、市内のヘビの生息状況を把握していきま。ヘビを見かけたら、日時と場所をお知らせください。ヘビの名前が分からないうときは、色や大きさだけでも結構です。市内には8種類のヘビが生息しています。ちらしを用意していますので、ご希望の方はご連絡ください。ちらしは、ホームページでもご覧いただけます。見かけたときの注意、近づき過ぎや、むやみに捕獲したり殺したりしないでください。マムシやヤマカガシのように毒を持っているヘビもいますので、ご注意ください。環境・緑化係

### 義務教育就学児医療費助成制度(子) 乳幼児医療費助成制度(乳)の申請はお済みですか

義務教育就学児医療費助成(子) 該当者判定の所得対象者は、10月1日から平成21年中の所得になります。所得制限額を超えていたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合がありますので、窓口で申請をしてください。ただし、表の所得制限額を超えている場合は、助成を受けることができません。乳幼児医療費助成制度(乳) 所得制限がありませんので、乳の医療証

をお持ちでない方は窓口で申請してください。義務教育就学児医療費助成制度(子)と乳幼児医療費助成制度(乳)の医療証を現在お持ちの方で、10月1日以降も引き続き該当する場合は、9月末までに新しい医療証を送付します。申請する必要があるありません。対象 義務教育就学児医療費助成制度(子)：小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学児の年齢の子とも、父か母(どちらか高い方)の所得が所得制限額表の額を超えていない方 乳幼児医療費助成制度(乳)：小学校就学前の乳幼児 生活保護を受けている方と、心身障害者医療費

表 義務教育就学児医療費助成制度所得制限額表

| 扶養人数 | 国民年金               | 厚生年金・共済年金 |
|------|--------------------|-----------|
| 0人   | 460万円              | 532万円     |
| 1人   | 498万円              | 570万円     |
| 2人   | 536万円              | 608万円     |
| 3人以上 | 1人増すごとに38万円を加算します。 |           |

条件により所得から控除できる金額があります。乳幼児医療費助成制度は、所得制限がありません。

4月から「子ども手当」の支給が始まりました。まだ手続きがお済みでない方は、早めに手続きをお願いします。



### 子ども手当の請求手続きはお済みですか

新規に手続きが必要な方「児童手当」から「子ども手当」に代わったことで、年齢要件の引き上げや所得制限の廃止が行われ、対象者の範囲が拡大されました。認定請求や額改定請求が必要な方は4月16日付けで通知を送付していますのでご確認ください。9月30日(木)までに請求書が提出されないと、4月からの支給が受けられなくなりま。現況届の提出が必要な方児童手当を受給している方、子ども手当に資格が引き継がれた方や、4月中に転入、出生などの理由で認定請求があった方は、6月以降の手当を受給するために現況届の提出が必要となります。届出が必要なのは6月4日付けで通知を送付していますのでご確認ください。ただし、児童手当の

対象となっていた子ども以外に中学校2・3年生の子どもがいる方で、額改定請求をしている場合、現況届の手続きは必要ありません。その他届出が必要な方住所、氏名、その他請求内容に変更がある場合も届出が必要です。特に、出生、転入、転出などの場合は、届出が遅れると支給開始時期が遅くなったり、支給された手当を返還することになりますのでご注意ください。申請・問合せ 子育て支援課子育て支援係、五日出張所市民総合窓口係(申請のみ)

**「気づいてください! 体と心の限界サイン」**

～9月の策間～ 東京都強化で 東自強です

たとえば「人には言えない悩みがある」「死にたいほどつらい」など心の限界を感じたときは、下記にご相談ください。

東京都自殺相談ダイヤル (こころといのちのほつとライン)：0570・087478 (午後2時～10時) 自殺予防のこの電話：03・5155・

- 申請に必要なものは、健康保険証(児童と保護者(父母)のもの) 平成22年度課税証明書(1月2日以降、あきる野市に転入した方のみ) 要件によっては、そのほか書類が必要。申請・問合せ 子育て支援課子育て支援係、五日出張所市民総合窓口係(申請のみ)
- 0120・738・556 (毎月10日、午前8時～翌日8時、24時間無料)
  - 東京いのちの電話：03・3264・4343 (24時間)、03・3264・4343 (聴覚・言語障がい者用フアクシミリ相談)
  - 東京都多摩いのちの電話：042・327・4343 (午前10時～午後9時)
  - 東京自殺防止センター：03・5286・9090 (午後8時～午前6時)
  - 東京都夜間こころの電話相談：03・5155・

会社などを退職したときは国民年金の手続きをお忘れなく

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、本人が直接国民年金の

対象となっていた子ども以外に中学校2・3年生の子どもがいる方で、額改定請求をしている場合、現況届の手続きは必要ありません。その他届出が必要な方住所、氏名、その他請求内容に変更がある場合も届出が必要です。特に、出生、転入、転出などの場合は、届出が遅れると支給開始時期が遅くなったり、支給された手当を返還することになりますのでご注意ください。申請・問合せ 子育て支援課子育て支援係、五日出張所市民総合窓口係(申請のみ)

- 0120・738・556 (毎月10日、午前8時～翌日8時、24時間無料)
- 東京いのちの電話：03・3264・4343 (24時間)、03・3264・4343 (聴覚・言語障がい者用フアクシミリ相談)
- 東京都多摩いのちの電話：042・327・4343 (午前10時～午後9時)
- 東京自殺防止センター：03・5286・9090 (午後8時～午前6時)
- 東京都夜間こころの電話相談：03・5155・

会社などを退職したときは国民年金の手続きをお忘れなく

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、本人が直接国民年金の

対象となっていた子ども以外に中学校2・3年生の子どもがいる方で、額改定請求をしている場合、現況届の手続きは必要ありません。その他届出が必要な方住所、氏名、その他請求内容に変更がある場合も届出が必要です。特に、出生、転入、転出などの場合は、届出が遅れると支給開始時期が遅くなったり、支給された手当を返還することになりますのでご注意ください。申請・問合せ 子育て支援課子育て支援係、五日出張所市民総合窓口係(申請のみ)

5028 (午後5時～9時30分) 東京都立多摩総合精神保健福祉センター：042・371・5560 (平日の午前9時から午後5時まで) 西多摩保健所：042・8・22・6141 (平日午前9時から午後5時) あきる野市役所(平日の午前8時30分から午後5時15分まで) \*健康課健康づくり係：直通558・1183 \*障がい者支援課障がい者相談係：直通558・1157 問合せ 健康課健康づくり係

国民年金の手続きをお忘れなく

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、本人が直接国民年金の

対象となっていた子ども以外に中学校2・3年生の子どもがいる方で、額改定請求をしている場合、現況届の手続きは必要ありません。その他届出が必要な方住所、氏名、その他請求内容に変更がある場合も届出が必要です。特に、出生、転入、転出などの場合は、届出が遅れると支給開始時期が遅くなったり、支給された手当を返還することになりますのでご注意ください。申請・問合せ 子育て支援課子育て支援係、五日出張所市民総合窓口係(申請のみ)

費用 無料 定員 5人(1人30分、申込み順) 主催 日本司法支援センター 東京地方事務所多摩支部(法テラス多摩) 申し込み方法 9月8日(水)から電話で申し込んでください。 日時 9月22日(水) 午後4時30分～7時40分 場所 市役所1階市民相談室 申込み・問合せ 市民課 市民相談窓口係(558・1216)